第十一条の二第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「三十年を経過した日以降十年を超えない期間ごと」を「四十年を経過する日まで」に、「長期保守管理方針」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針」に改め、同項に次の二号を加える。

一　当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合　延長する期間

二　前号に掲げる場合以外の場合　十年

第十一条の二第四項中「前三項」を「前四項」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項を同条第五項とする。

第十一条の二第三項中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「第十六条第一項第八号」を「第九十二条第一項第十号」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「第一項又は前項」を「前三項」に、「長期保守管理方針」を「保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、第一項に規定する安全上重要な機器等並びに同項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

第十一条の二を第八十二条とする。

第十一条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、同項第一号中「法第二十三条第一項の」を「法第四十三条の三の五第一項の」に、「第二十六条第一項」を「第四十三条の三の八第一項」に、「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同項第二号中「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に、「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同項第三号中「原子炉及び」を「発電用原子炉及び」に改め、同項第四号ロ中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同項第七号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同条を第八十一条とする。

第十条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「放射線業務従事者であつて管理区域に常時立ち入るものに」を「発電用原子炉施設の保全に従事する者に」に改め、同条第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「放射線業務従事者であつて管理区域に常時立ち入るものに」を「発電用原子炉施設の保全に従事する者に」に改め、同条を第八十条とする。

第七条の二第一項中「法第三十四条」を「法第四十三条の三の二十一」に改め、同条を第六十八条とする。

第九条第一項中「第三十五条第一項」を「第四十三条の三の二十二第一項」に改め、同条第二項中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同条を第七十九条とする。

第八条中「第三十五条第一項」を「第四十三条の三の二十二第一項」に改め、同条を第七十八条とする。

第七条の五第一項中「第三十五条第一項」を「第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、同条第二項中「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条を第七十七条とする。

第七条の四中「第三十五条第一項」を「第四十三条の三の二十二第一項」に改め、同条を第七十六条とする。

第七条の三の七第一号中「第十九条の十七各号」を「第百三十四条各号」に改め、同条第三号中「当たつて」を「当たって」に改め、同条を第七十五条とし、第七条の三の六を第七十四条とし、第七条の三の五を第七十三条とし、第七条の三の四を第七十二条とし、第七条の三の三を第七十一条とし、第七条の三の二を第七十条とする。

第七条の三第一項中「第三十五条第一項」を「第四十三条の三の二十二第一項」に、「第八条から第十五条まで」を「第七十八条から第九十条まで」に改め、同条第二項中「第七条の五第一項」を「第七十七条第一項」に改め、同条を第六十九条とする。

第七条の二第一項中「第三十四条」を「第四十三条の三の二十一」に改め、同条を第六十八条とする。

第七条第一項中「法第三十四条」を「法第四十三条の三の二十一」に、「原子炉ごとに」を「発電用原子炉ごとに」に改め、同項の表第一号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同号ハ中「第十一条第一項第五号」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同号中ハをホとし、同号ロ中「第十一条第一項第四号」を「第八十一条第一項第四号」に改め、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同号中ロをニとし、同号イ中「第十条」を「第八十条」に改め、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同表第二号中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同号ホ中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号ヘ中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号ト中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同表第三号中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同表第四号イ中「法第四十三条の三の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」に改め、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同号ニ中「なつた」を「なった」に改め、同表第五号中「原子炉施設等」を「発電用原子炉施設等」に改め、同号ロ中「採つた」を「採った」に改め、同表第八号イ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同号ロ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同表第九号中「第七条の三」を「第六十九条」に改め、同表第十号中「第七条の五第一項」を「第七十七条第一項」に改め、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同表第十一号中「第十五条の二」を「第九十一条」に改め、同号ロ中「第十五条の二第二項第一号」を「第九十一条第二項第一号」に改め、同号ハ中「第十五条の二第二項第一号」を「第九十一条第二項第一号中にイ及びロとして次のように加える。

イ　使用前検査の結果	検査の都度
ロ　施設定期検査の結果	検査の都度
	同一事項に関する次の検査の時までの期間
	同一事項に関する次の検査の時までの期間

第七条第四項中「よつて」を「よって」に改め、同条第五項中「なくなつた」を「なくなった」に改め、同条第七項中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同条を第六十七条とする。

第六条中「第三十三条第一項」を「第四十三条の三の二十第一項」に、「第二十三条の三第一項」を「第四十三条の三の五第一項」に改め、同条を第六十六条とする。

第五条第一項中「第三十一条第一項の合併」を「第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割」に、「連署」の下に「（新設分割の場合にあっては、署名）」を加え、同項第二号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として継承する法人」に改め、同項第四号から第六号まで中「合併」を「合併又は分割」に改め、同条第二項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割契約書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が原子炉設置者」を「合併後存続する法人又は吸収分割により発電用原子炉施設を承継する法人が現に発電用原子炉設置者」に改め、同項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継する法人」を加え、同条の次に次の二号を加える。

五　前号に規定する法人が法第四十三条の三の七第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類